

辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会規約

(名称)

第1条 本協議会は、「辺野古土砂搬出反対全国連絡協議会」(以下、「土砂全協」という)という。

(目的)

第2条 土砂全協は、沖縄・辺野古新基地建設の埋め立てに供する、土砂等の沖縄県内外からの採取、搬出に反対し、基地のない平和な沖縄の実現と、互いの郷土の自然と文化を守ることを目的とする。

(事業)

第3条 土砂全協は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 土砂搬出計画の中止を求める事業
- (2) 辺野古新基地の中止を求める事業
- (3) 会員の交流・親睦、情報交換に関する事業
- (4) その他、協議会が定めた事業

(構成・届出)

第4条 土砂全協は、次の正会員等により構成する。

- (1) 正会員 辺野古新基地計画の埋め立て用材の搬出が計画された地域及びその周辺の地域の団体
- (2) 協力団体 会の目的に賛同し、運動に協力する団体
- (3) 協力会員 会の目的に賛同し、運動に協力する個人

第5条 削除

(役員及び職務)

第6条 土砂全協に次の役員を置く。

- (1) 共同代表…若干名
- (2) 幹事…正会員から各1名以上
- (3) 顧問…若干名
- (4) 事務局 事務局長…1人
事務局次長…1人
事務局員…若干名
財政…2名以内

(5) 会計監査…… 2名

- 2 共同代表は、会務を総理し、土砂全協を代表する。
- 3 役員は、共同代表の求めに応じ、会の運営に当たる。
- 4 顧問は、共同代表の求めに応じ、会の運営・事業の助言に当たる。
- 5 事務局は、事務局長のもと、企画・運営事務等すべての業務を執行する。
- 6 会計監査は、財政状況を監査する。

(任務)

第7条 役員は任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(役員を選出)

第8条 役員は正会員から推薦され、総会で決する。

(総会)

第9条 土砂全協の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年1回以上開催し、事業報告・決算、事業計画・予算、役員選出、正会員の追加、規約改正などの重要事項を審議、決定する。
- 3 臨時総会は、共同代表が必要と認めたときに開催する。
- 4 総会は、正会員をもって構成する。協力団体及び協力会員は総会に出席し意見を述べる
ことができる。
- 5 総会の議案書は事前に正会員、協力団体及び協力会員に送付する。

(総会の議決方法等)

- 第10条 総会は、正会員（代表する者）の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、書面をもって議決権を行使
することができる。
 - 3 総会及び臨時総会の議決は正会員の全会一致を原則とする。合意をみない事項は各単
位組織で独自に取り組む。

(経費及び会費)

第11条 土砂全協の経費は、会員の会費、寄付、事業収入をもって充てる。

- 2 会費は年間、正会員1万円、協力団体5千円及び協力会員3千円を基本とする。

(会計年度)

第12条 土砂全協の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

第13条 削除

(委任)

第14条 この規約に定めるもののほか、土砂全協の運営に関し、必要な事項は共同代表が定める。

付則(2015年5月31日議決) この規約は2015年5月31日から施行する。

2015年10月3日 一部改正

2017年5月27日 一部改正

2022年5月28日 一部改正